

平成30年2月度 小山町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年2月13（水）
午前 9時00分から12時00分

2. 開催場所 小山町健康福祉会館2階 会議室A

3. 出席委員 20名

会長	11番	遠藤博雄
職務代理	10番	岩田正治
委員	1番	池谷国光
	2番	秋田 敬
	3番	小見山益彦
	4番	遠藤 豪
	5番	天野伸春
	6番	岩田和男
	7番	鈴木陽一
	8番	池谷崇徳
	9番	山口正宏
①番	山崎安雄	
②番	湯山直文	
③番	岩田好弘	
④番	鈴木元雄	
⑤番	小野 巍	
⑥番	高村欣治	
⑦番	渡辺弘行	
⑧番	田代光克	
⑨番	勝俣 章	

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第3条の規定による買受適格証明願いについて
議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第7号 土地改良法第52条の規定による換地計画書の同意
申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 前田 修
安部将彦
室伏智明
小山田光

7. 会議の概要

(1) 会長あいさつ (遠藤会長)

先日農業行政協力員の委嘱式がございました。部農会長からの相談もあるかと思います。親身になって受けていただきたいと思います。

農業委員会法の改正にともない、土地改良区の在り方が検討されています。動向を注視していきましょう。

平成32年に小山町で米・食味分析鑑定コンクール国際大会が開催されますが、静岡県の農産物の力の入れ具合は茶、みかんに次いで米という状況である。コンクールへの機運を盛り上げていくための取り組みを農業委員会でも行なっていきましょう。

今月も慎重審議の程よろしくお願ひ致します。

(2) 議事録署名委員の指名

5番 天野伸春委員、 6番 岩田和男委員の両名を指名した。

(3) 議 事

・議事第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請地は平成32年度町道新設計画により分断されるとの説明を受け、営農上問題があると予想されるので、譲渡人は近隣地主に処分したい意向であった。近隣地を自作営農している譲受人が、農業効率に支障がないことから買い受けることとなり申請に至った。

(遠藤豪委員)

申請地周辺は町道整備とほ場整備を行なっている。その関係で今回の申請に至ったとのことである。

採決：全員賛成により可決

・議事第4号 農地法第3条の規定による買受適格者証明願いについて

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請地は静岡地方税滞納整理機構によって公売にかけられており、その入札に参加するために買受適格者証明願いを申請したものである。申請者が農地法第3条の許可要件を満たしているかの判断になる。今回取得する農地も含めて効率的に利用するか、申請者の世帯等全体で農作業に常時従事していると認められるか、経営農地面積の合計が下限面積以上であるかなど、審査基準を満たしていることが確認できたので、許可妥当であると判断する。

(岩田和男委員)

申請地は車の乗り入れに関しても問題なく、申請者も長年兼業農家としてやってきている実績もあるため、問題ないと考える。

採決：全員賛成により可決

・議事第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請地について、昔は農地として利用していたが、道路が新設されたことで分筆したところ、使い勝手の悪い農地になってしまったという経緯がある。今回申請の目的は申請者次男の農家分家住宅の建設である。現在次男は御殿場市に在住。子どもが生まれたため手狭になり、今回の申請に至ったという。提出いただいた固定資産税台帳兼名寄帳や選定理由書から申請地が適正であるか確認したところ、認定町道に隣接していることやライフラインの面から適地であると判断した。

(遠藤豪委員)

申請地において、現在は申請者本人がイモ類を作付けしているという。申請通り転用が行なわれると考えて問題ないと考える。

採決：全員賛成により可決

・議事第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局)

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

中日本高速道路株式会社より受注している中島高架橋工事に伴い、下り線EP2橋脚の施行の準備に着手しているが、付近の地形は高低差があり、重機や車両の使用が難しい状況であるという。工事用ヤードを設置するために申請地を大型土のうで土留めし、平場を確保し施工を行なう計画である。工事終了後、土のうを撤去するかたちで農地に復元し、賃貸人は果樹を栽

培することが耕作管理計画書から確認できる。

(池谷国光委員)

申請地は東名の買収の残地である。賃貸人は農地復元後、梅を栽培する予定であるという。工事については土のうで安全面に考慮して行なうと聞いている。

採決：全員賛成により可決

- ・議事第7号 土地改良法第52条の規定による換地計画書の同意申請について
(会長) 事務局の説明を求める。

今回同意申請を受ける事業について、土地計画法第52条によって換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとされている。今回下古城地区の下古城土地改良事業協同施行の換地計画について同意を求めるものである。同事業は平成26年から平成28年に工事を実施し、平成29年に換地が完了するものである。

採決：全員賛成により可決

(4) 報告・協議事項

①農地法に係る届出等報告

- ・農地法第32条に基づいて行う「利用意向調査」の調査報告と今後の方向性について

⇒A分類判断をし、利用意向調査で中間管理事業の利用を表してくださった農地所有者には法に則した事務手続きを行なう。また、その他の意向を表してくださった方たちにはその案件ごとに状況が違うと思われる所以、なるべく意向に沿いながら対応していく。

(農業委員・推進委員に窓口になっていただく)

(池谷崇徳委員)

名義はそのままに、相続の手続きをしていないケースが何件かみられる。相続をほおっておくと後世に問題を遺してしまうことになるため相続の手続きをするようにお願いをしようと思う。

(湯山直文委員)

昔の部落意識が強かったり、仲間意識が強かったりすることがあるが、そのような所有権を共有している場合だと意向を伺うのが困難である。

②農業団体報告

農協…・各支店で座談会が行なわれるため、農業委員・推進委員の皆様には積極的に参加していただきたい。

共済…・3月6日に理事会が開催されます。なにか情報があれば提供致します。

③その他

- ・「認定農業者との意見交換会」について
2月28日水曜日に予定しています。通知はおって発送。

(7) 閉 会 会長職務代理 岩田 正治 委員

この議事録は、事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

農業委員会会長 遠藤博雄

議事録署名委員 天野伸春

議事録署名委員 岩田正治